

Jet-One EngagementSurvey 利用規約

(2026/9/28 版)

本利用規約（以下「本規約」）は、株式会社ノムラシステムコーポレーション（以下「当社」）が提供するソリューション「Jet-One EngagementSurvey」（以下「本サービス」）の利用条件を定めるものです。本サービスの利用を申し込んだ法人または団体（以下「契約法人」）は、本規約のすべての条項に同意したものとみなされます。

第 1 条（契約成立および適用）

1. 本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）は、法人または団体が、本規約に同意の上、当社所定の方法（申込書・発注書の提出、その他電子的な方法を含みます。）により利用申し込みを行い、これに対して当社が承諾の通知を発信した時点、または本サービスの提供を開始した時点のいずれか早い時点で成立するものとします。
2. 本規約は、本サービスの提供条件および本サービスの利用に関わる当社と契約法人との間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約法人と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
3. 当社が当社ウェブサイト等で掲載する本サービスに関するルール、注意事項、マニュアル等も、本規約の一部を構成するものとします。

第 2 条（サービスの内容および範囲）

1. 本サービスは、SAP SE が提供する「SAP SuccessFactors」の標準機能のパラメータ設定およびテンプレートの移植により、契約法人の検証（トライアル）環境上にエンゲージメントサーベイ等の設定構築を行う初期設定・代行サービス（役務提供）です。

2. 本サービスの対象範囲（スコープ）は、契約法人の検証（トライアル）環境への設定完了および動作確認までとします。

3. 本サービスには、以下の作業は含まれません。

（1）要件定義セッションおよび個別の外部開発・カスタマイズ開発

（2）検証完了後の本番環境への設定移送・反映作業（別途有償オプションとして合意した場合を除く）

（3）本サービス導入後の運用保守・問い合わせ対応（別途合意した場合を除く）

第 3 条（協力義務および遅延の免責）

1. 契約法人は、本サービスの提供にあたり必要な情報（検証環境へのアクセス権限、ID、パスワード等）を、当社が指定する期日までに提供するものとします。

2. 契約法人の情報の提供遅延、検証作業の遅れ、その他契約法人の責めに帰すべき事由により本サービスのスケジュールに遅延が生じた場合、当社はその遅延について一切の責任を負わないものとします。

第 4 条（知的財産権等の帰属）

1. 本サービスにおいて当社が提供する設定定義、パラメータ構造、設計ノウハウ、テンプレート、および当社が作成・提供する標準アンケート項目等に関する著作権その他の知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している第三者に帰属します。

2. 契約法人は、本サービスを利用して構築された設定およびアンケート項目ならびに本サービスを通じて提供された当社のノウハウ等を、自社内部でのみ非独占的に利用することができるものと

し、当社の事前の書面による承諾なく、第三者への譲渡、再ライセンス、開示・転載等を行ってはいないものとします。

3. 契約法人が当社に提供した人事データ、契約法人が独自に指定・追加したアンケート項目、およびアンケートの回答結果・集計データ等のデータ（以下「顧客データ」といいます。）の所有権および著作権は、契約法人に帰属します。当社は、本サービスの提供および設定構築の目的の範囲内でのみ、顧客データを利用します。

第 5 条（利用料金および支払方法）

1. 契約法人は、第 6 条に定める検証環境への設定完了（納品）後、当社の発行する請求書に基づき、利用料金（初期設定費用等）を請求書発行日の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振込にて支払うものとします。なお、振込手数料は契約法人の負担とします。

2. 契約法人が利用料金の支払いを遅延した場合、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 6 条（検証・納品および不適合責任）

1. 当社は、契約法人の検証環境への設定作業が完了した時点で、契約法人に完了の旨を通知（以下「納品」といいます。）します。

2. 契約法人は、納品後すみやかに検証環境にて設定内容を確認するものとします。

3. 契約不適合の判断基準は、検証環境への本サービスの設定反映（適用）時点における「SAP SuccessFactors」のバージョンおよび仕様に基づきます。

4. 納品後 6 ヶ月以内に、第 3 項で定める設定反映時点のバージョンにおいて事前定義されたテンプレート仕様と異なる設定の誤り（契約不適合）が発見された場合、当社は無償にて当該設定の修正対応を行います。

5. 納品後（または設定作業中）に SAP SE により実施された「SAP SuccessFactors」のアップデート、仕様変更、システム改修等に起因して生じた動作不良、影響修正、設定再調整等については、無償保証の対象外とし、有償にて対応するものとします。

第 7 条（SAP 標準機能への依存と免責）

1. 本サービスは、「SAP SuccessFactors」の標準機能に依存して動作します。
2. 当社は、SAP SE による仕様変更、アップデート、システム障害、サービス停止、その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた本サービスの機能不全、停止、または不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（損害賠償の制限）

1. 当社が本サービスの提供に関して責任を負う場合であっても、当社の賠償責任は、契約法人から受領した本サービスの対価の総額を上限とします。
2. 当社は、特別の事情から生じた損害、間接損害、逸失利益、データの消失・毀損による損害について、予見可能性の有無を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 9 条（契約法人都合による中途解約）

1. 契約法人は、契約締結後であっても、当社に書面で通知することにより本契約を解約することができます。

2. 前項の場合、契約法人は解約日までに当社が実施した作業相当額、または契約完了時に支払うべき利用料金の全額を即時に支払うものとします。

第 10 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取得する登録ユーザーの個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱うものとし、契約法人はこれに同意するものとします。
2. 契約法人は、登録ユーザーの個人情報を本サービスに登録するにあたり、当該登録ユーザーから事前に本サービスにおける利用等に関する適切な同意を得るなど、個人情報保護法その他の関係法令を遵守するものとします。

第 11 条（秘密保持）

当社および契約法人は、本サービスの提供・利用に関して相手方から開示された業務上、技術上、営業上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約法人は、現在および将来にわたり、自ら（自らの役員、主要な株主、または実質的に経営を支配する者を含みます）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと、および反社会的勢力と何ら関係を有していないことを表明し、保証します。

2. 当社および契約法人は、相手方が前項の保証に違反した場合、または相手方が自らもしくは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為、風説を流布し偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し業務を妨害する行為を行った場合は、何らの催告を要せず、直ちに本利用契約を解除することができます。

3. 前項に基づき本利用契約が解除された場合、解除された側は、解除によって生じた損害の賠償を相手方に請求することはできません。また、解除した側は、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとします。

第 13 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の解釈および適用にあたっては、日本法を準拠法とします。

2. 本サービスまたは本規約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。